

Weekly Report

第450号
平成30年 3月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から始まる主な制度等（税制以外）

◎信用保証制度の拡充等……*大規模な経済危機や災害発生時のセーフティネットとして危機関連保証を創設、*小規模事業者を対象とした特別小口保険と小口零細企業保証の保証限度額を2千万円に拡充、*創業5年未満の方などを対象とした創業関連保証の保証限度額を2千万円に拡充、*事業承継時に後継者個人が必要とする資金（株式取得資金等）を信用保証の対象とする特定経営承継関連保証を創設、*不況業種を対象としたセーフティネット保証5号の保証割合を80%に引下げる、などが実施されます。

◎障害者の法定雇用率の引上げ……障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、あわせて民間企業の法定雇用率が2.2%に引き上げられます。これにより障害者を雇用しなければならない事業主の範囲は、従業員45.5人以上に拡大します。

◎無期転換ルールによる無期転換申込権の発生……25年4月1日以降に開始した有期労働契約が反復更新され通算5年を超えた場合、労働者に無期転換の申込権が発生します（申込があ

った時点の有期契約終了後に無期契約）。なお、無期転換後の労働条件（職務内容、賃金、労働時間など）は、就業規則などで別段の定めがない限り、直前の有期契約と同じ労働条件となります。

◎国民健康保険の制度改正……*国保の運営を都道府県が市区町村とともに担うことになり、被保険者の資格管理が都道府県単位となるほか、同一都道府県内の住所異動における高額療養費の多数回該当（4回以上該当した場合に自己負担限度額を引下げ）の通算などが行われます。*国民健康保険料の賦課限度額が93万円に引き上げられます。

30年度の固定資産税の縦覧・閲覧について
土地と家屋の固定資産税は原則3年ごとに見直され、30年度は評価替えの基準年度となります。

30年度固定資産税の縦覧・閲覧が4月2日から始まりますが、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度は、納税者が所有している土地や家屋と同一市区町村内の他の土地や家屋の価格を比較することで、その評価額が適正かどうかを確認することができる制度です（期間は各地で異なる）。

一方、固定資産課税台帳の閲覧制度は、納税義務者が自己の資産について記載された内容を確認することができる制度で、借地借家人も関係する土地や家屋を閲覧することができます（期間は原則通年）。

民営化前に預けた郵便貯金にご注意を

郵政民営化前の19年9月30日以前に郵便局へ預けた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は全て満期を過ぎています。これらの郵便貯金については法律の規定により、満期後20年2ヶ月が経過すると払戻しが受けられなくなるため、注意が必要です。

なお、民営化後の19年10月1日以降に預けた貯金は、この規定の対象外となります。該当する郵便貯金をお持ちの場合は、早めに払戻しの手続きをしましょう。